

ID: 1799

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	樹木等管理協定の締結の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律 第38条第4項		
<b>法令番号</b>	平成24年法律第84号		
<b>【基準】</b>	<p>法第38条第4項及び第40条の規定による。  (樹木等管理協定の締結等)</p> <p>第38条</p> <p>4 第1項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。  (樹木等管理協定の認可)</p> <p>第40条 市町村長は、第38条第4項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。  (2) 樹木等管理協定の内容が、第38条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日